

総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の 廃止等に係るご提案について

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
令和4年10月

提案に対する第1次回答(提案募集検討専門部会第1回ヒアリング資料)

提案事項

総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等

提案概要

総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。

第1次回答



- 総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定されている。同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣(総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣)に協議し、同意を得ることができることとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。
- 市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、
 - ・適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス
 - ・都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等基本構想廃止の影響を確認するため審査が必要である。このため、政策評価を行った上での主務大臣協議は必要な手続きと考えている。
- なお、現在までに12の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。

追加回答

- 基本構想の廃止に当たり、主務大臣協議は引き続き必要な手続きと考えているが、道府県に提出を求める書類について、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するために最低限必要な書類に限るなど、廃止手続きに係る自治体の負担軽減について検討してまいりたい。

第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- 社会経済情勢が総合保養地域整備法制定時(昭和62年)、基本方針見直し時(平成16年)から変化する中、同意基本構想の廃止に係る事務負担が過大ではないか。
- 具体的には、第1次回答では、「廃止に至るまでのプロセス」や「基本構想廃止の影響」について確認するため国の審査が必要とのことであるが、すでに多くの同意基本構想が休止状態にある実態に鑑みれば、そうした確認事項について廃止に当たって改めて国の審査を経る必然性は失われているのではないか。
- 総合保養地域整備法に同意基本構想の廃止に関する規定がないにも関わらず、
➤廃止を変更の一類型と解して取り扱い、同意付き協議を義務付けるとともに、具体の廃止手続について詳細に定め、その中で負担感の大きい政策評価を求めていることは不適當ではないか。
- 以上の理由により、廃止の手続を変更とは別途定め、例えば同意付き協議ではなく届出とするなど、より簡易な手続とすべきではないか。
- また、届出となった場合においては、同意基本構想の廃止に当たって道府県に提出を求める書類について、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するために必要な書類を最小限としていただきたい。さらにどのような書類が必要であるかについては、同意基本構想を廃止しようとする道府県の事務負担が可能な限り軽減される方向で検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(抄)

- 第1次回答、第1次ヒアリングでは、廃止手続きに際し、道府県に提出を求める書類について、自治体の負担軽減について検討することであったが、必要最低限に限るよう抜本的に見直されたい。
- 第1次ヒアリングでは、同意基本構想は策定時に主務大臣の同意を得ているからその廃止に当たっても主務大臣協議が必要との説明であったが、廃止の場合は道府県が国の支援を受けることはなくなるのだから、協議を義務付ける必要はなく、例えば届出で足りるのではないか。
- 現行制度では廃止を変更の1類型と解して変更の手続を廃止に準用しているが、総合保養地域整備法制定時(昭和62年)においては基本構想を廃止すること自体想定されていなかったのではないかと。そうだとすれば、廃止の手続について同法の制約はなく、通知等により廃止の手続を新たに定めても問題ないのではないか。

提案に対する第2次回答

①提出を求める書類を必要最低限にすること

- 廃止手続きに係る道府県の負担軽減を図ることは必要と考えており、主務大臣協議を行うにあたり、通知によって道府県に提出を求める書類については、必要最低限な書類に限るなどの見直しを行ってまいり所存。
- 具体的には、①各特定施設の整備予定がないこと、②関係市町村・民間事業者等からの反対がないことなど、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するための必要最低限な書類をもって「政策評価」と見なすことなどを想定している。
- 引き続き、道府県にとって負担となっている具体的な内容もお伺いしながら検討を行い、できる限り早期に通知の発出を行ってまいりたい。

26

②道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とすること

- 現行法令上、道府県基本構想については作成及び変更のみが規定されているところ。廃止の手続きを変更とは別に定める場合は、法改正が必要となり、作成時に主務大臣からの同意を得た基本構想の廃止手続きを届出とすることが法制的に問題ないかの検討をはじめ改正手続きに多大な時間を要するものと思慮。
- 一方、法改正によらず、通知等によって道府県基本構想の廃止を届出で可能とする場合は、法令上根拠のない届出義務を通知により自治体に課すことは適当ではないため、「届出を求める」内容の通知になるものと認識。このような任意の届出でもって基本構想を廃止することの是非についても、法制的な整理が必要と考えているところ。
- このため、現時点では同意手続きを廃止し届出とすることが可能かお示しできないが、引き続き、抜本的な制度改正についても検討を行ってまいりたい。

① 提出を求める書類を必要最小限にすること

○総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続きについて (平成17年4月7日 国土交通省都市・地域整備局 地方振興課)

- 1 同意基本構想の廃止の手続きは、基本構想の変更の1類型と解して、総合保養地域整備法第6条の規定に基づいて処理する。
- 2 同意基本構想の廃止について国に事前協議を行う場合には、別紙の資料をもって行う。

現行

(別紙)

基本構想廃止の場合に提出していただく書類

1. 廃止を決定するに至った理由・考え方
2. 廃止を決定するまでの当該道府県内における手続き
(政策評価結果の概要、第三者委員会等での検討内容)
3. 関係市町村・民間事業者等との調整状況
4. 関係法令との調整状況(例: 総合保養地域整備法に基づく基本構想上の特定地域・重点整備地区であることを理由として土地利用規制についての処分を受けている場合、基本構想廃止によりどのような取扱いをすることになるのかが施設又は地区ごとにわかる資料)
5. 行政から金融上の支援(NTT-Cなど)を受けて整備された特定施設に係る債務の弁済状況及び残余債務の取扱い方針
6. 各特定施設又はその予定地の今後の取扱い

見直し後

(別紙)

基本構想廃止の場合に提出していただく書類(案)

(以下を確認できる書類)

- 各特定施設の整備予定がないこと
- 関係市町村・民間事業者等からの反対がないこと

● **必要最低限な書類に限定**
● **上記書類を「政策評価」とみなす**

⇒できる限り早期に改正通知の発出を行う

効果

○ 廃止手続きにあたって提出する書類を必要最低限とすることで道府県の**事務負担の軽減、手続きの簡素化**が図られる。

②道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とすること

○ 道府県の基本構想については現行法令上、作成及び変更のみが規定されている。

(基本構想の作成等)
第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、第一条に規定する整備に関する基本構想（以下「基本構想」という。）を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
2～7 略
(基本構想の変更)
第六条 都道府県は、前条第五項の規定による同意を得た基本構想を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
2 略

⇒廃止手続きを「変更」とは別に定める場合、以下の手段が考えられる。

手段①

①法改正によって廃止手続きを「届出」で可能とする場合
(課題点等)
○作成時に主務大臣からの同意を得た基本構想の廃止手続きを「届出」とすることが法制的に問題ないか。
○改正手続きに多大な時間を要することが想定。

手段②

②通知等によって廃止手続きを「届出」で可能とする場合
(課題点等)
○法令上根拠のない届出義務を通知により道府県に課すことが適当か。
○通知により届出義務を課すことが可能か。
⇒義務化出来ない場合、任意の届出でもって基本構想を廃止して良いか。

➡ ①②いずれも法制的な整理が必要であり、現時点で同意手続き廃止し「届出」とすることが可能かお示しできないが、引き続き抜本的な改正についても検討を行っていく。

【都道府県計画に係る都道府県の対応状況について】

○ 都道府県のHP等公表資料ベースで確認したところ、都道府県の対応状況は次のとおり（令和4年8月末時点）。

※ 国は都道府県に対し策定に係る報告等を特段求めている。

1 都道府県計画の策定・自治体の既存計画での記載いずれもないもの

- ・ 9自治体

2 都道府県計画の策定がなく、自治体の他の既存計画を活用して措置されているもの

- ・ **広島県建設産業ビジョン2021**（令和3年3月策定）
既存の「広島県建設産業ビジョン2016」の改訂時に、**建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する事項も含めて措置。**

3 都道府県計画を策定しているもの

- ・ 37自治体

【策定期期】

- ・ 平成30年3月～令和4年8月まで**自治体の判断により様々。**

策定期期	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年
策定自治体数	5	12	10	7	3

②【推進体制】

- ・ **都道府県計画の推進体制**については、**新たに協議会等を設置している自治体**がある一方、「関係者との連携を図る」旨のみの明示で**特段推進体制の枠組みを確認できない自治体**や、**既存の協議会等の枠組みを活用していると思われるもの**など、**自治体により様々な状況。**

都道府県は「都道府県計画を策定するよう努めるものとする」とされているものであり、対応状況に鑑みても、その策定の是非や自治体既存計画の活用等を含めた判断は都道府県に委ねられているものと思慮

地方の自主性及び自立性を確保する観点に立った「**経済財政運営と改革の基本方針2022**」に沿ったものであると思慮

「**経済財政運営と改革の基本方針2022**」（抄）（令和4年6月閣議決定）

国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものに加えて、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。

【都道府県計画関係会議と都道府県労働局主催会議との同時開催について】

- ・ **都道府県計画関係の会議**については、**都道府県労働局主催の会議との同時開催は差し支えない**ので、その旨を**今後関係機関に対して指示又は周知予定。**

1 建設業の許可

※ 軽妙な建設工事のみを請け負う場合を除く

- 建設業者が、一の都道府県の区域にのみ営業所を設けて営業する場合は、当該営業所を管轄する知事による建設業許可が必要。(法第3条第1項)
- 建設業者が、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合は、国土交通大臣による許可が必要。(同条)

2 指示等（国土交通大臣又は都道府県知事）

- 建設業者が入札、契約の締結、履行等建設工事の請負契約に関し不誠実な行為をした場合等には、必要な指示をすることができる。(法第28条第1項第2号)
- 発注者（注文者）が不当に低い請負代金の禁止や著しく短い工期の禁止等に違反した場合等には、必要な勧告をすることができる。
(法第19条の6第1項及び第2項)
- 建設業者等に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。
(法第41条第1項)

30

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（抄）

（基本理念）

第3条第1項 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められることにより、行われなければならない。

（都道府県の責務）

第5条 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県計画）

第9条第1項 都道府県は、基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画を策定するよう努めるものとする。